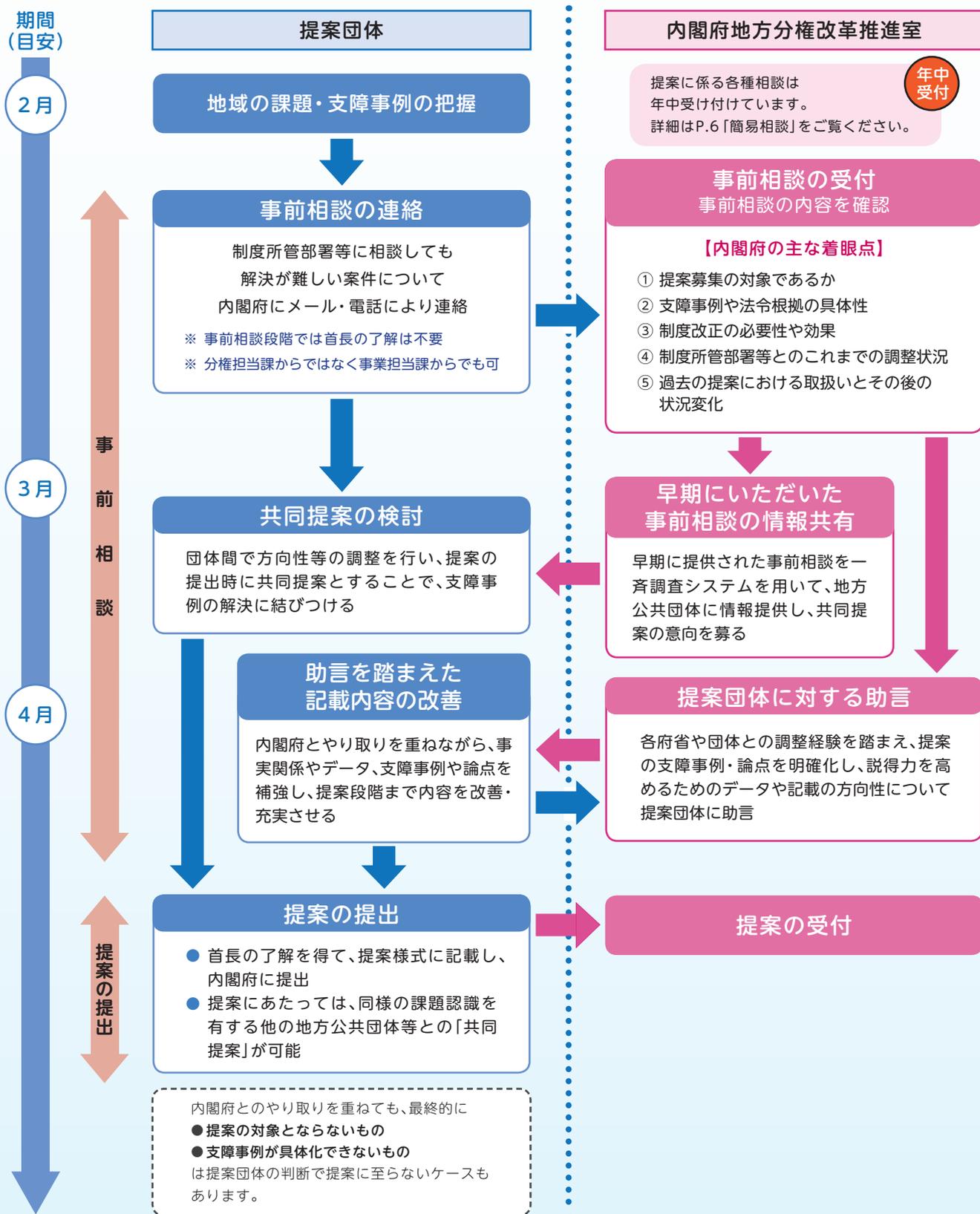


5 参考情報

1 提案までの手続 ※令和5年(予定)

提案団体が地方分権改革に関する提案を行う前に、内閣府に事前相談を行っていただく必要があります。



1 提案募集方式とは？

2 提案してみよう

3 提案募集の集め方のヒント

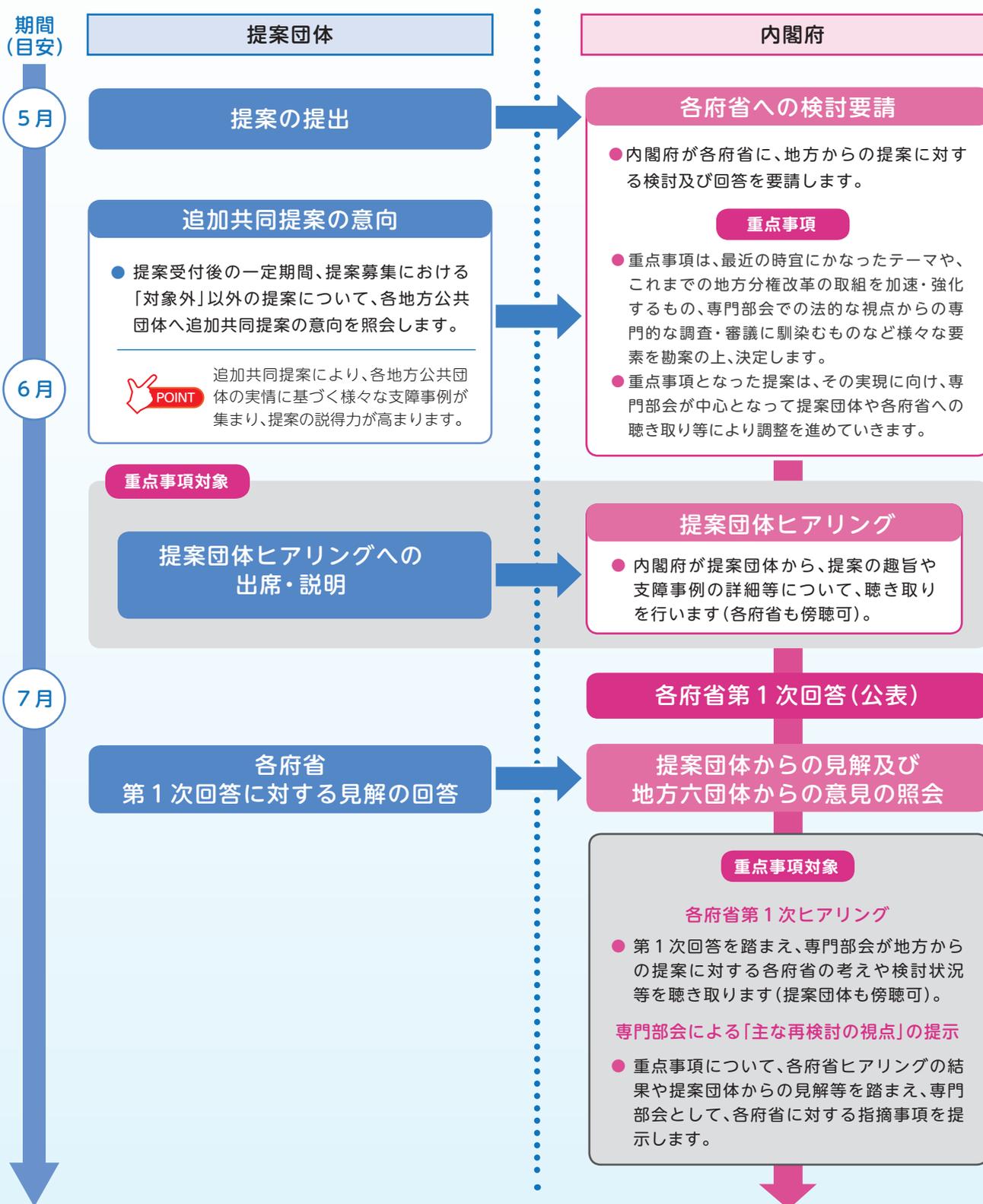
4 これまでの地方分権改革・提案募集方式について

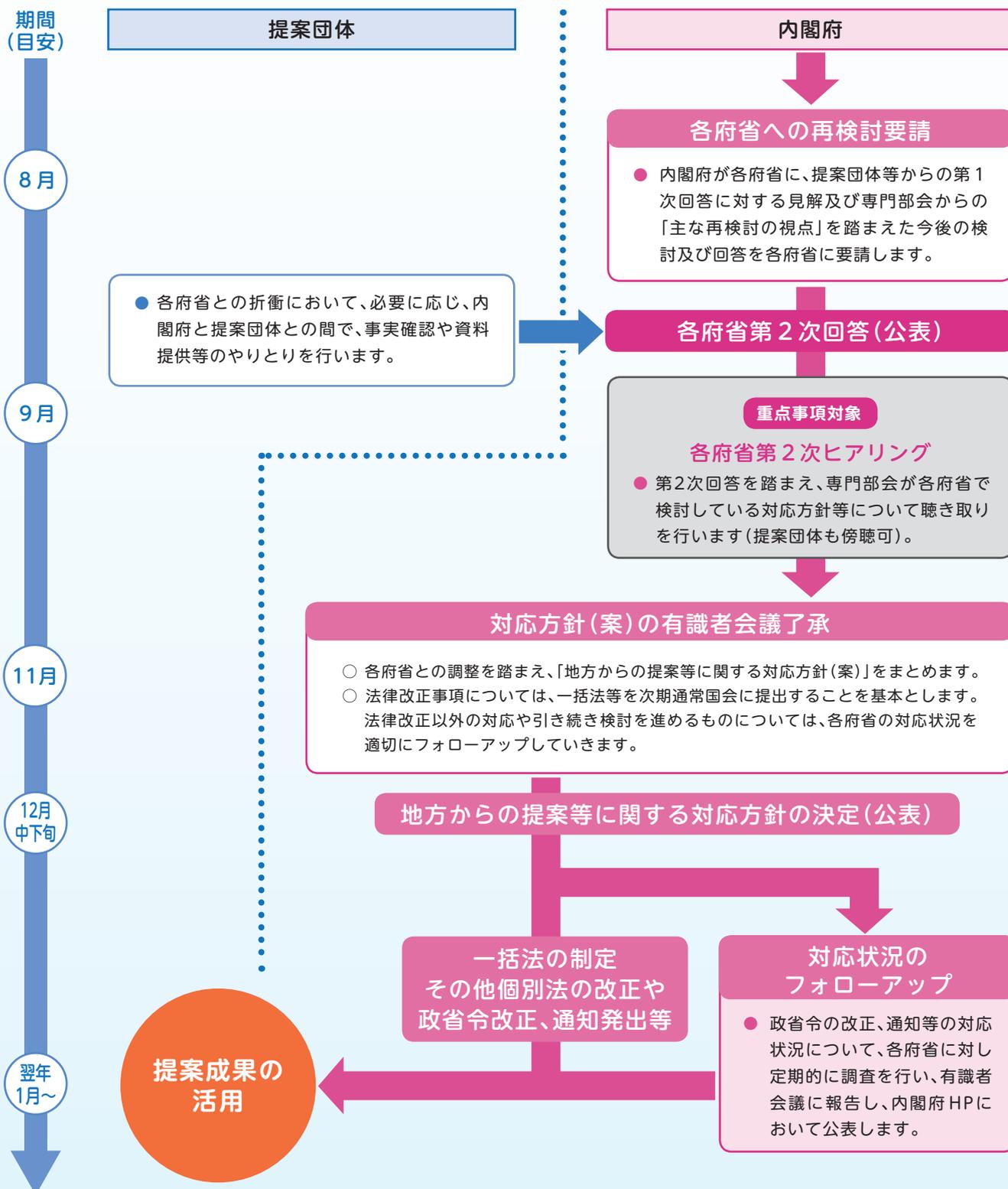
5 参考情報

2 提案の提出から実現に至るまでの手続 ※令和5年(予定)

地方から受け付けた提案は、地方分権改革有識者会議及び専門部会に諮られ、提案の実現に向けて提案団体や各府省との調整が重ねられます。

年末には、最終的な調整結果を踏まえ、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、これを受けて、一括法の制定その他個別法の改正や政省令改正、通知発出等の取組が各府省において進められます。





1 提案募集方式とは？

2 提案してみよう

3 提案募集の集め方のヒント

4 これまでの地方分権改革・提案募集方式について

5 参考情報

3 提案募集方式に関する FAQ (よくあるご質問)

Q1 共同提案と追加共同提案はどう異なるのでしょうか。

A

「共同提案」とは複数の地方公共団体等がそれぞれの首長の了解の下、対等な立場で提案するものです。提案募集方式では、「全国的な制度改正に係る提案」を募集の対象としているため、制度改正等を行うことにより幅広い地方公共団体等にとって役立つことを示す上では、複数の団体で行う「共同提案」を行っていただくことが効果的です。複数の団体から支障事例や制度改正による効果が示されることで、各府省と調整を行う際にも、行政サービスの現場の様々な実情を踏まえた建設的な議論を行うことができ、地方にとってより実効性のある制度改正等につなげることが期待できます。

一方、「追加共同提案」とは、それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」とは異なり、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。これにより、他の団体が行った提案の実現を後押しすることができます。

Q2 追加共同提案団体は、提案団体と扱いが異なるのでしょうか。

A

追加共同提案団体とは、受け付けられた提案(提案募集の対象外のものは除く。)について、提案団体と同様の支障事例が生じているまたは同様に制度改正の必要性を認める地方公共団体等が、提案の趣旨に賛同の上、参画するものです。

したがって追加共同提案団体は「提案団体」や「共同提案団体」とは異なりますが、各種資料において追加共同提案団体となった団体名や寄せていただいた支障事例は公表します。多くの団体から幅広い支障事例が寄せられることは、各府省の真摯な検討を促す原動力となります。

Q3 過去に「対応不可」になった案件でも再度提案ができますか。

A

過去に調整の対象とならなかった案件(→P.40)や、各府省と調整を行ったものの実現できなかった案件(→P.39)であっても、前回提案時と比べて

- 支障事例や制度改正による効果を具体的に示すこと
- 提案を検討する前提となる情勢に変化があったことを示すこと

等により、検討・調整の対象となる可能性があります。

ただし、事前相談の時点でこれらが全て整っている必要はありません。内閣府とのやりとりを通して提案の内容をブラッシュアップする中で、検討・調整の対象とすることができる可能性がありますので、早めの事前相談をお願いします。

Q4

支障事例の記載がなくても、検討の対象としてもらえないでしょうか。

A

支障事例は、提案に説得力を持たせ、実現可能性を高めるために必要です。すなわち、地域で起こっている具体的な問題の事例・データや、制度見直しによる効果などを具体的に記載いただくことで、各府省において実効的な検討が可能となり、提案実現の後押しとなります。

ただし、現在はまだ支障となっていないものの、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」については、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となる可能性があります(→Q5も参照)。

また、支障事例は、事前相談を始める時点から完全なものとなっている必要はありません。提案団体がお持ちの問題意識に沿った形で各府省の検討を促せるよう、事前相談を通じてブラッシュアップしますので、内閣府への早めのご相談をお願いします。

Q5

現在起きている問題の解決ではなく、生産性向上や効率化等のメリットが大きいために見直しを行うような提案についても対象となりますか？

A

現在起きている問題の解決だけでなく、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」が必要である場合も、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となり得ます(→Q4も参照)。

Q6

権限移譲または地方に対する規制緩和に当たらない提案とはどのようなものでしょうか。

A

国が直接執行する事業の運用改善(例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和)や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制(官民共通規制)の見直しを求める提案(例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮)等、権限移譲や地方公共団体の事務処理またはその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外となります。

ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府にご相談ください。

Q7

地方債に関する提案は対象となりますか。

A

地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関する提案は、権限移譲や地方に対する規制緩和にあたらなため、対象外となります。ただし、事務手続に関するものは対象となる場合もあるので内閣府にご相談ください。

Q8

税財源に関する提案については、提案募集の対象とならないのでしょうか。

A

税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲または地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。

Q9

補助金等に関する提案はどのように扱われますか。

A

提案の募集要項においては、これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論等を踏まえ、補助金等の要綱等による義務付け・枠付けの見直しを求めるもの、具体的には各種補助条件の見直しを求めるものや手続書類の簡素化を求めるもの等を提案募集方式による検討の対象としています。

一方で、補助率の引上げ、採択基準の引下げ、補助金の廃止による一般財源化等を求める提案は「権限移譲」・「規制緩和」に当たらないものと考えられ、検討の対象となりません。

また、規制緩和に当たる要素があるものの、予算の増額につながる提案については、地方分権の視点のみから議論を行うことができないため、内閣府と関係府省との間で調整を行うのではなく、主に予算編成過程で議論することとされます。

Q10

当団体では、庁内で提案募集方式が浸透していません。内閣府はどのようなサポートを行っているのですか。

A

内閣府では、地方公共団体をはじめ、地域の課題解決に向けて取り組む皆様に対して、提案募集方式をより深く知っていただくために研修講師派遣を行っています。研修では、座学形式だけでなく、参加者自身が検討していただくグループワーク形式など、ご要望に応じてオーダーメイドで行っています(→P.28)。ぜひお気軽にご相談ください。また、提案検討を後押しするための支援ツールもご用意しておりますのでご活用ください(→P.29～30)。



フォローアップについて

対応方針に記載された案件のうち、「必要な措置を講ずる。」や「～～について検討し、〇〇年までに結論を得る。」などとされた、措置・検討事項が残る案件については、3か月(3月、6月、9月、12月末)ごとに、これまでの措置・検討状況、今後の予定等について、関係府省から報告を受け、フォローアップを実施しています。

法令改正の場合は、成立・公布まで、通知等の場合は、通知発出までフォローアップを継続します。

検討事項が残る案件のうち、当該年(度)に検討期限を迎えるものなどについては、地方分権改革有識者会議に進捗を報告したり、特に議論を深める必要のあるものについては、重点事項とし、地方分権改革有識者会議や提案募集検討専門部会で議論を行うなど、提案の実現が確実に図られるようにフォローアップを行っています。

フォローアップの状況については、内閣府HP(<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>)において公表しています。また、フォローアップを終了した案件を含め、提案により措置がなされた場合は、通知文等の資料をHPに掲載するとともに、地方公共団体に対しても、その内容等を直接お知らせしております。

4 地方分権改革・提案募集方式でよく使う用語の解説

● 地方分権改革に関する用語

地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、権限移譲や規制緩和を推進することで、国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、住民に身近な行政は、できる限り、地方公共団体が担えるようにする取組である。

権限移譲		国から地方公共団体、又は広域自治体(都道府県)から基礎自治体(市町村)に対して事務・権限を移譲させること。
	手挙げ方式	主に国から地方への権限移譲において、全国一律の移譲が難しい場合に、希望する地方公共団体に選択的に移譲すること。
規制緩和		地方公共団体に対して法律等で課されている義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しのこと。
	義務付け・枠付け	地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)を義務付けること。
	必置規制	国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関の設置を義務付けること。

第1次地方分権改革において、国と地方の関係を「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと転換させるために、機関委任事務を廃止したことで、地方公共団体の事務は以下の二つに分類される。

自治事務	地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの。
法定受託事務	国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

● 提案募集方式に関する用語

簡易相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、事前相談に至る前段階で、提案の対象となるかなど内容等について内閣府に相談すること。 この相談を通じ提案に向けて相談内容のブラッシュアップもできる。 電話、メール等により通年受付(様式等は自由: 提案検討補助シート(P.60)もご活用ください)。
事前相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、提案事項について事前に内閣府に相談し、提案内容を充実させる取組。提案の前に必ず行うこととしている。首長の了解は不要。

5 参考情報

提案	事前相談を経て、地方公共団体等が地方分権改革(権限移譲・規制緩和)に関する提案を行うこと。首長の了解が必要。
共同提案	複数の地方公共団体等が共同で提案を行うこと。複数の支障事例や制度改革による効果が示されることで、地方にとって実効性のある制度改革等につなげることが期待できる。
追加共同提案	上記の「共同提案」とは別に、提案を受け付けた後に、内閣府が各地方公共団体等に対し提案内容を示し、「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強に関する照会を更に行い、提案実現の後押しを行うこと。
重点募集テーマ	類似する制度改革等を一括して検討するため、令和2年から設定したもの。重点募集テーマは毎年検討し、2月の地方分権改革有識者会議にて決定される。
地方分権改革有識者会議	地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、平成25年4月5日に内閣府特命担当大臣(地方分権改革)決定により開催が決定された会議。現在は通常年4回開催し、提案の取扱い等についても審議を行っている。
提案募集 検討専門部会	主に重点事項とされた提案の検討・整理を行うため、地方分権改革有識者会議が開催している専門部会。行政法をはじめとする専門家から構成される。
重点事項	毎年内閣府で受け付けた提案の中で、特に重要と考えられる提案として地方分権改革有識者会議において決定されるもの。時宜にかなったテーマ(例えば、地方創生、デジタル化に資するもの)やこれまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むものなど様々な要素を勘案の上、決定される。重点事項となった提案は、提案募集検討専門部会が中心となって各府省へのヒアリング等を行い、その実現に向け調整を進めていく。
計画策定等 に関する ワーキング グループ	地方公共団体に対する一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方について、地方の自主性及び自立性を高める観点から検討を行うワーキンググループ。
地方からの提案等に関する対応方針	受け付けた提案の対応方針について、内閣府が関係府省と調整を行い、地方分権改革有識者会議の調査審議を経て、例年、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うもの。
地方分権一括法	平成26年から導入した提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえた「地方からの提案等に関する対応方針」(閣議決定)に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、所要の法整備を行うもの。

● 施設・公物管理基準を条例委任する場合の基準分類に関する用語

施設・公物管理基準については、地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しにおいて、これまで法令により全国一律に定められていた基準を条例に委任すること等を行っている。

条例へ委任する場合における条例制定の基準については、現行法令では次の3類型がある。

参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる（「参照する行為」は行わなければならない）。
標準	通常よるべき基準。法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる（「標準」と異なる内容については合理的な理由がなければならない）。
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

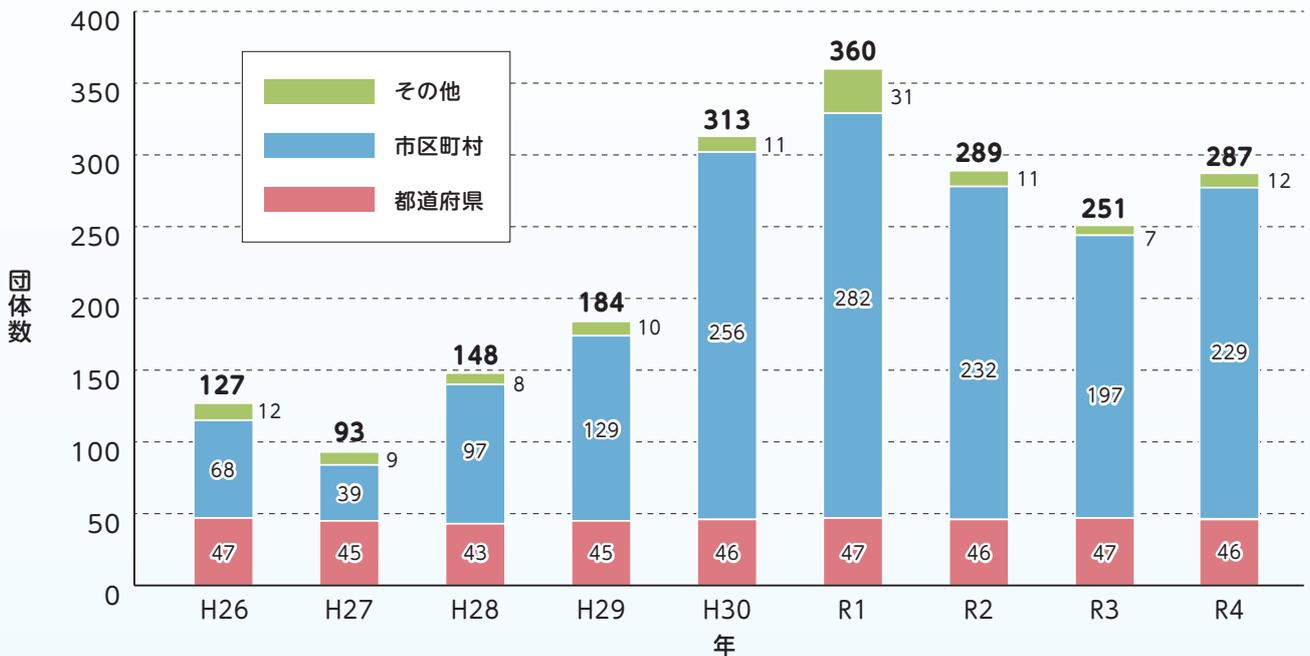
● 法令体系に関する用語

法律	国会の議決を経て制定され、権利の制限、義務を課す等の最も重要な事項が定められている（例：～法、～に関する法律）。
政令	内閣が閣議決定を経て制定する命令であり、法律に基づく具体的な基準や手続、実施方法等が定められている（例：～法施行令）。
府省令	内閣総理大臣（内閣府令の場合）や各省大臣（省令の場合）が制定する命令であり、法律や政令の内容を更に具体化する基準や手続、実施方法等が定められている（例：～法施行規則、～に関する基準）。
告示	内閣総理大臣や各省大臣、委員会や庁の長官が制定し、法令の内容の詳細や基準、分析方法など技術的なルールが定められている。法律、政令、府省令、告示は制定時に官報に掲載される。
通知	特定の相手に対して、一定の事実、処分又は意思を知らせることをさす（例 国→都道府県、都道府県→事業者）。国から地方に対して発せられる文書の形式の名称として用いられる場合は、地方公共団体の事務に関する情報提供や、技術的助言（地方自治法245条の4、地方公務員法59条）をするものである場合が多い。
通達	講学上、上位の機関が下位の機関に対して行う命令又は示達をいい、国の場合は各大臣、各委員会及び各庁の長官が、所管の機関及び職員に対して行うものをいう。
要綱・要領	事務処理を進めていくための行政内部の指針が定められている。上記の「通知」「通達」のいずれの場合もありうる。

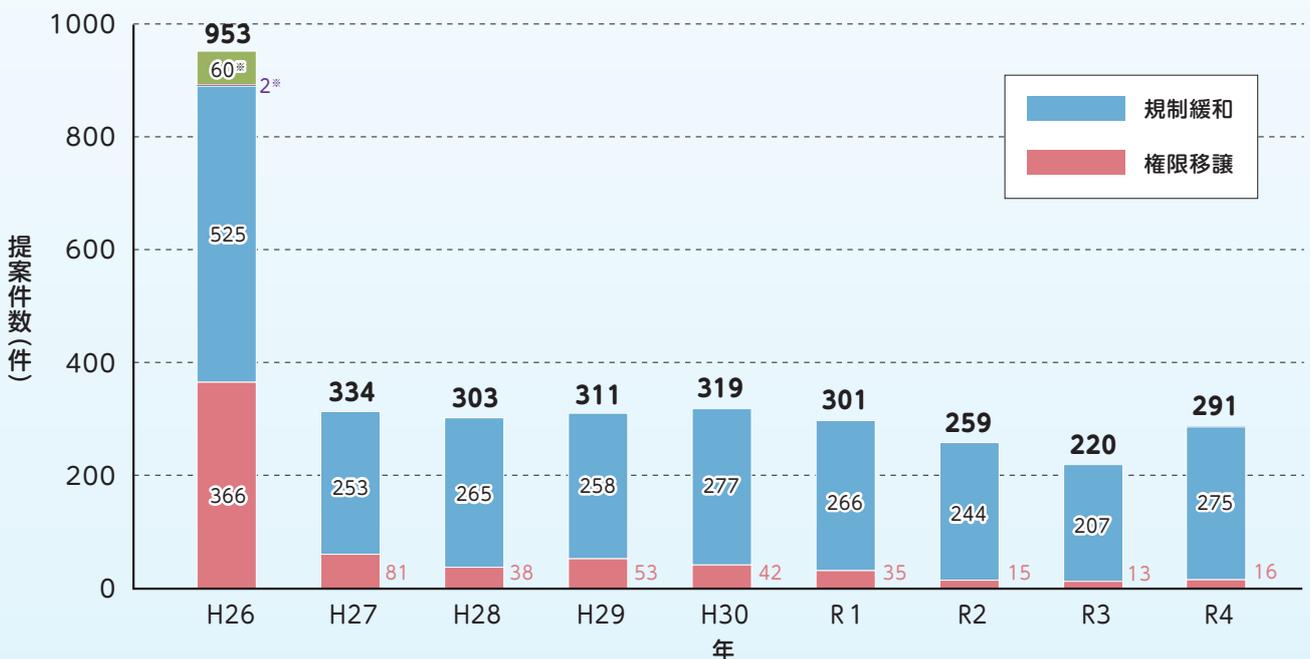
5 地方分権改革・提案募集方式に関するこれまでの実績

平成26年に提案募集方式が導入されて以来、地方公共団体等から3,000件以上の提案を受け付けています。これまで、各府省に検討要請を行ったもののうち、約8割の提案が実現・対応に至っています。

1. 提案団体数



2. 提案件数



※平成26年は、「関連する見直し」2件、「対象外」60件を別計上している。平成27年度以降の件数は、「対象外」を含む。

3. 提案の分野

(件数)

	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	件数	構成比																
土地・利用 (農地除く)	95	10%	22	7%	24	8%	14	5%	20	6%	14	5%	5	2%	15	7%	18	6%
農業・農地	147	15%	39	12%	28	9%	28	9%	23	7%	13	4%	26	10%	18	8%	16	5%
医療・福祉	202	21%	85	25%	93	31%	115	37%	106	33%	99	33%	90	35%	62	28%	86	30%
雇用・労働	43	5%	7	2%	1	0%	3	1%	3	1%	4	1%	2	1%	3	1%	3	1%
教育・文化	46	5%	29	9%	17	6%	20	6%	16	5%	21	7%	18	7%	13	6%	22	8%
環境・衛生	80	8%	29	9%	19	6%	15	5%	28	9%	17	6%	18	7%	29	13%	27	9%
産業振興	109	11%	26	8%	23	8%	9	3%	12	4%	9	3%	7	3%	6	3%	16	5%
消防・防災・安全	20	2%	18	5%	16	5%	14	5%	24	8%	20	7%	10	4%	7	3%	16	5%
土木・建築	88	9%	21	6%	20	7%	25	8%	15	5%	18	6%	23	9%	10	5%	17	6%
運輸・交通	40	4%	11	3%	13	4%	19	6%	15	5%	12	4%	1	0%	3	1%	5	2%
その他	83	9%	47	14%	49	16%	49	16%	57	18%	74	25%	59	23%	54	25%	65	22%
合計	953		334		303		311		319		301		259		220		291	

4. 対応状況

(件数)

年	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの					実現・対応の割合 c/e
		提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	
H26	953	263	78	341	194	535	63.7%
H27	334	124	42	166	62	228	72.8%
H28	303	116	34	150	46	196	76.5%
H29	311	157	29	186	21	207	89.9%
H30	319	145	23	168	20	188	89.4%
R1	301	140	20	160	18	178	89.9%
R2	259	142	15	157	11	168	93.5%
R3	220	145	2	147	13	160	91.9%
R4	291	198	15	213	22	235	90.6%
計	3,291	1,430	258	1,688	407	2,095	80.6%

※合計は、関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの等を除く、内閣府と関係府省との間で調整を行った提案に係る件数

5 参考情報

5. 都道府県・市区町村別の提案数

平成26年～令和4年 地方公共団体からの提案状況(提案団体類型別)

<各年ベース>										<累計ベース>									
(団体数)										(団体数)									
年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
都道府県 (47団体)	47 (100.0%)	45 (95.7%)	43 (91.5%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	都道府県 (47団体)	47 (100.0%)								
政令指定都市 (20団体)	13 (65.0%)	9 (45.0%)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	13 (65.0%)	12 (60.0%)	18 (90.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	政令指定都市 (20団体)	13 (65.0%)	14 (70.0%)	14 (70.0%)	15 (75.0%)	16 (80.0%)	16 (80.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)
中核市 (62団体*)	9 (20.9%)	7 (15.6%)	11 (23.4%)	12 (25.0%)	18 (33.3%)	25 (43.1%)	20 (33.3%)	24 (38.7%)	19 (30.6%)	中核市 (62団体*)	9 (20.9%)	13 (28.9%)	17 (36.2%)	19 (39.6%)	31 (57.4%)	38 (65.5%)	44 (73.3%)	47 (75.8%)	48 (77.4%)
一般市 (710団体)	41 (5.6%)	18 (2.5%)	36 (5.0%)	54 (7.5%)	130 (18.1%)	126 (17.6%)	108 (15.2%)	75 (10.6%)	83 (11.7%)	一般市 (710団体)	41 (5.6%)	51 (7.0%)	77 (10.7%)	113 (15.6%)	200 (27.9%)	254 (35.6%)	292 (41.0%)	312 (43.9%)	334 (47.0%)
特別区 (23団体)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)	特別区 (23団体)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)												
町村 (926団体*)	5 (0.5%)	5 (0.5%)	18 (1.9%)	30 (3.2%)	72 (7.8%)	96 (10.4%)	63 (6.8%)	56 (6.0%)	84 (9.1%)	町村 (926団体*)	5 (0.5%)	10 (1.1%)	27 (2.9%)	53 (5.7%)	99 (10.7%)	167 (18.0%)	200 (21.6%)	222 (24.0%)	263 (28.4%)
市区町村計 (1,741団体)	68 (3.9%)	39 (2.2%)	97 (5.6%)	129 (7.4%)	256 (14.7%)	282 (16.2%)	232 (13.3%)	197 (11.3%)	229 (13.2%)	市区町村計 (1,741団体)	68 (3.9%)	88 (5.1%)	158 (9.1%)	223 (12.8%)	369 (21.2%)	498 (28.6%)	578 (33.2%)	624 (35.8%)	688 (39.5%)

※ 団体数は令和4年4月現在。平成27年以前の一般市には、特別市を含む。
 ※ 平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・特別区にそれぞれ計上。

平成26年～令和4年 都道府県別の提案実績のある市区町村割合

				(市区町村数)			
都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①	都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①
北海道	179	17	9.5%	滋賀県	19	5	26.3%
青森県	40	34	85.0%	京都府	26	23	88.5%
岩手県	33	27	81.8%	大阪府	43	15	34.9%
宮城県	35	30	85.7%	兵庫県	41	33	80.5%
秋田県	25	24	96.0%	奈良県	39	4	10.3%
山形県	35	30	85.7%	和歌山県	30	10	33.3%
福島県	59	22	37.3%	鳥取県	19	4	21.1%
茨城県	44	25	56.8%	島根県	19	4	21.1%
栃木県	25	8	32.0%	岡山県	27	6	22.2%
群馬県	35	35	100.0%	広島県	23	6	26.1%
埼玉県	63	49	77.8%	山口県	19	6	31.6%
千葉県	54	13	24.1%	徳島県	24	2	8.3%
東京都	62	27	43.5%	香川県	17	3	17.6%
神奈川県	33	29	87.9%	愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	30	11	36.7%	高知県	34	11	32.4%
富山県	15	5	33.3%	福岡県	60	8	13.3%
石川県	19	10	52.6%	佐賀県	20	1	5.0%
福井県	17	2	11.8%	長崎県	21	4	19.0%
山梨県	27	14	51.9%	熊本県	45	6	13.3%
長野県	77	15	19.5%	大分県	18	18	100.0%
岐阜県	42	10	23.8%	宮崎県	26	2	7.6%
静岡県	35	31	88.6%	鹿児島県	43	5	11.6%
愛知県	54	13	24.1%	沖縄県	41	6	14.6%
三重県	29	5	17.2%	合計	1,741	688	39.5%

※ 特別区長会の構成団体(23区)は、市区町村数に計上

6. 都道府県別の提案団体数と提案数

平成26年～令和4年 都道府県別の提案団体数

(団体数)

都道府県名	提案団体数																	
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	1	3	0	2	0	3	1	0	0	1	1	6	0	2	1	5	0	4
青森県	1	0	0	0	1	0	1	1	1	6	1	33	1	1	1	1	1	0
岩手県	1	2	1	0	1	0	1	4	1	18	1	12	1	5	1	10	1	1
宮城県	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	30
秋田県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	13	1	11	1	11	1	12	1	20
山形県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	15	1	17	1	21	1	26
福島県	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	1	0	1	1	1	1
茨城県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	1	0	1	0	1	1	1	2
栃木県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	5	1	1
群馬県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0	1	17	1	25	1	22
埼玉県	1	3	1	1	1	3	1	1	1	13	1	33	1	38	1	6	1	6
千葉県	1	4	1	2	1	1	1	3	1	5	1	3	1	3	1	1	1	2
東京都	1	3	1	1	1	26	0	25	1	24	1	24	1	24	1	24	1	24
神奈川県	1	3	1	4	1	5	1	2	1	22	1	16	1	10	1	6	1	11
新潟県	1	5	1	1	1	2	1	3	1	3	1	2	1	1	1	1	1	2
富山県	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2	1	0
石川県	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	8	1	2	1	1
福井県	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨県	1	0	1	0	1	2	1	14	1	14	1	0	1	3	1	0	1	0
長野県	1	2	1	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	13	1	2	1	1
岐阜県	1	1	1	3	1	2	1	3	1	1	1	2	1	0	1	0	1	3
静岡県	1	2	1	0	1	1	1	3	1	18	1	26	1	5	1	2	1	5
愛知県	1	3	1	2	1	1	1	5	1	2	1	2	1	8	1	7	1	6
三重県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	0	1	3	1	0
滋賀県	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0
京都府	1	4	1	1	1	1	1	3	1	23	1	2	1	2	1	1	1	1
大阪府	1	3	1	2	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	6	1	4
兵庫県	1	2	1	2	1	7	1	6	1	14	1	6	1	14	1	15	1	14
奈良県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	1	0
和歌山県	1	2	1	0	1	0	1	9	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
鳥取県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	3	1	0	1	0	1	0
島根県	1	0	1	1	1	0	1	2	1	0	1	1	1	2	1	0	1	0
岡山県	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2
広島県	1	3	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	3	1	1
山口県	1	2	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	2
徳島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1
香川県	1	1	1	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0
愛媛県	1	2	1	2	1	20	1	4	1	19	1	19	1	20	1	18	1	19
高知県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	6	1	0	1	1	1	6
福岡県	1	0	1	1	1	0	1	3	1	0	1	0	1	4	1	3	1	2
佐賀県	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
長崎県	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2	1	3
熊本県	1	2	1	2	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	3
大分県	1	2	1	1	1	2	1	18	1	5	1	18	1	2	1	1	1	0
宮崎県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
鹿児島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	3	1	1	1	1	1	0	1	1
沖縄県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1	1	1	0	1	2	1	0
合計	47	68	45	39	43	97	45	129	46	256	47	282	46	232	47	197	46	229

※平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にそれぞれ計上。

5 参考情報

平成26年～令和4年 都道府県別の提案数

(件数)

都道府県名	提案数																	
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	2	3	0	4	0	4	1	0	0	1	1	11	0	2	1	7	0	10
青森県	2	0	0	0	1	0	2	1	4	10	7	45	2	2	3	1	2	0
岩手県	4	3	1	0	3	0	3	6	2	21	8	51	6	19	6	14	5	1
宮城県	4	3	4	0	9	1	17	1	6	0	8	1	11	0	14	2	31	85
秋田県	4	0	2	0	2	1	2	0	9	64	13	51	11	38	4	12	5	42
山形県	3	0	2	0	0	0	3	0	2	0	3	36	1	17	1	21	6	26
福島県	9	3	2	1	5	2	2	2	11	2	5	34	15	0	20	3	15	1
茨城県	3	1	3	1	3	1	1	2	8	24	8	0	11	0	9	2	2	2
栃木県	2	2	8	3	13	2	3	1	12	0	9	0	20	2	6	8	5	2
群馬県	6	0	3	0	3	0	3	0	13	1	7	0	15	53	8	68	12	88
埼玉県	78	16	11	4	8	4	7	2	9	48	9	57	9	43	9	19	5	11
千葉県	2	4	1	4	3	2	4	5	8	6	5	4	8	4	2	2	5	5
東京都	2	8	2	2	2	7	0	50	2	95	1	71	1	169	2	29	3	172
神奈川県	135	23	8	13	2	8	3	5	13	37	12	50	8	24	3	19	8	33
新潟県	7	18	10	2	3	7	3	5	13	3	5	4	16	1	8	1	15	5
富山県	2	4	9	2	4	2	2	1	1	2	1	1	1	5	1	2	1	0
石川県	3	3	2	0	1	0	1	1	1	1	2	0	2	8	2	3	2	1
福井県	6	1	4	4	1	0	0	1	2	1	1	3	1	1	2	4	3	2
山梨県	6	0	2	0	2	2	1	28	7	42	4	0	9	3	1	0	3	0
長野県	7	4	4	0	4	0	5	2	8	1	6	0	8	13	12	2	8	1
岐阜県	7	3	3	12	5	5	2	6	4	3	2	3	3	0	4	0	9	3
静岡県	6	8	1	0	4	1	2	3	1	25	2	37	6	7	3	6	3	8
愛知県	41	17	10	6	6	4	5	8	5	3	7	8	4	15	4	15	6	21
三重県	11	0	4	0	5	0	5	0	6	2	5	0	6	0	5	3	1	0
滋賀県	3	5	60	3	69	0	57	1	20	0	21	1	11	1	16	0	14	0
京都府	59	7	62	20	43	33	83	69	30	51	23	15	9	21	14	13	13	14
大阪府	85	8	54	6	46	32	43	70	26	31	22	45	14	22	10	25	11	16
兵庫県	110	8	100	2	83	14	101	34	45	39	29	40	22	50	24	41	23	72
奈良県	6	0	3	0	2	1	6	0	4	0	4	1	2	2	1	1	2	0
和歌山県	39	2	80	0	72	0	95	9	36	0	27	0	17	0	21	0	14	0
鳥取県	69	0	77	0	77	0	77	0	51	2	28	7	21	0	18	0	8	0
島根県	1	0	2	1	2	0	2	4	1	0	4	4	6	2	1	0	1	0
岡山県	11	7	2	3	6	3	3	1	4	1	6	3	3	2	6	4	3	7
広島県	26	8	7	0	15	13	16	8	13	6	10	8	12	4	7	14	26	16
山口県	4	8	4	1	5	0	5	0	1	1	1	1	1	0	3	0	7	2
徳島県	105	0	99	0	59	0	86	0	40	1	32	1	19	0	27	0	22	1
香川県	3	2	16	1	1	2	2	0	1	1	7	0	8	2	5	0	6	0
愛媛県	22	10	17	4	6	120	4	6	11	83	10	75	11	99	12	75	17	80
高知県	2	0	12	0	1	1	2	0	9	0	9	6	22	0	9	2	12	12
福岡県	4	0	0	1	0	0	17	3	14	0	14	0	14	4	8	4	17	5
佐賀県	8	2	2	0	0	0	17	0	14	0	14	0	13	0	8	0	17	0
長崎県	49	0	12	0	0	1	17	3	14	1	14	0	13	2	8	3	17	5
熊本県	14	3	0	2	2	0	17	6	14	9	14	8	13	10	9	6	17	9
大分県	9	7	0	1	0	4	18	35	14	5	14	101	13	2	8	1	17	0
宮崎県	5	0	0	0	1	0	18	0	14	1	14	1	13	4	8	2	17	2
鹿児島県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	13	1	8	0	17	1
沖縄県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	15	0	8	2	17	0
合計	1,000	201	705	103	579	277	797	379	551	630	476	786	459	654	369	436	470	761

※各年の提案件数の合計は、共同提案について、提案団体ごとに集計。

6 提案募集方式に関する資料

① 地方分権改革に関する提案募集の実施方針

(平成26年4月30日 地方分権改革推進本部決定)

(1) 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告(以下「委員会勧告」という。)に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(平成26年閣法第66号))及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進する。具体的には、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う(以下このような改革推進の方式を「提案募集方式」という)。

(2) 提案の対象

提案募集方式における提案の対象は、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。)に係る事項とする。

具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 全国的な制度改正に係る提案について対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等についても対象とする。
- (2) 委員会勧告では対象としていない事項に係る提案についても対象とする。
- (3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とする。
- (4) 地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に関連する提案についても対象とする。

(3) 提案主体

提案主体は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織(地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。)
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)

内閣府は、提案主体が提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、関係団体等からの意見を提案に反映するよう求める。

(4) 募集の方法及び時期

提案は、内閣府において受け付ける。

内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。

また、内閣府は、募集に当たり、提案主体に対して、制度改革による効果や現行制度の具体的な支障事例など、制度改革の必要性等を示して提案するよう求める。

募集は、毎年少なくとも1回実施する。募集の時期については、法制上の措置等を円滑に講じることができるよう適切に設定するとともに、募集の期間については、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

(5) 提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて政府の関係行政機関(以下「関係府省」という。)と調整を行う。その過程において、提案に対する関係府省の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねる。その際、全国的連合組織からも意見を聴取する。

また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣(地方分権改革)の下で開催する地方分権改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進める。

以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

(6) 提案に関する調整過程の公表

提案の内容、提案に対する関係府省の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載する。

また、内閣府は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

(7) 制度改革に係る情報発信

内閣府及び関係府省は、提案を受けて措置した制度改革について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。

また、内閣府は、国民が制度改革に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

② 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和4年12月20日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 計画策定等については、「ナビゲーション・ガイド」の作成を行うとともに、計画策定を含む法律案等について内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供

令和4年の地方からの提案等に関する主な対応

■ 重点募集テーマに関するもの ■

計画策定等

- ① 公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止
- ② 市町村交通安全計画等の作成に係る努力義務の見直し
- ③ 地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し
- ④ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化
- ⑤ 医療計画と関係計画を一体的に策定できることの明確化
- ⑥ 空き家対策総合支援事業の実施に必要な計画の整理及び記載内容の簡素化

デジタル

- ⑦ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大
(所有者不明土地法、森林法等に基づく事務)
- ⑧ 戸籍情報連携システムの利用事務の拡大
(管理不全空家の所有者特定等に関する事務)
- ⑨ 固定資産評価額等の市町村から都道府県への通知方法の見直し
- ⑩ 国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直し
- ⑪ セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等

■ その他の事項に関するもの ■

● 災害対策

- ⑫ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること

● 行政手続の効率化等

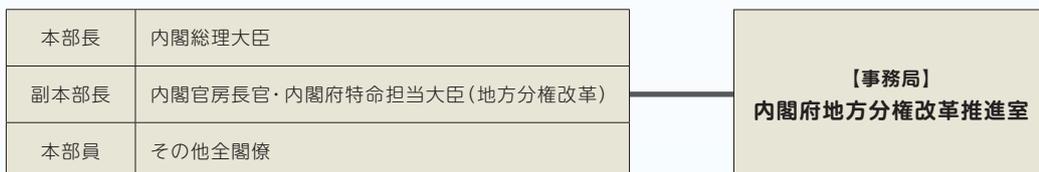
- ⑬ 建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

● 医療・福祉

- ⑭ 生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し

③ 地方分権改革の推進体制（令和4年12月時点）

● 閣僚レベルの政策検討・決定



● 有識者による調査審議

地方分権改革有識者会議 地方分権改革担当大臣の下で開催

座長	神野 直彦（東京大学名誉教授）
座長代理	小早川 光郎 （(公財)後藤安田記念東京都市研究所理事長） （東京大学名誉教授）
議員	市川 晃 （住友林業株式会社代表取締役会長） （経済同友会持続可能な地域経営のあり方委員会委員長）
	木野 隆之（岐阜県輪之内町長）
	後藤 春彦（早稲田大学大学院教授）
	勢一 智子（西南学院大学法学部教授）
	谷口 尚子（慶應義塾大学大学院教授）
	三木 正夫（長野県須坂市長）
	湯崎 英彦（広島県知事）

提案募集検討専門部会 地方分権改革有識者会議の下で開催

部会長	高橋 滋（法政大学法学部教授）
部会長代理	大橋 洋一（学習院大学法科大学院教授）
構成員	磯部 哲（慶應義塾大学法科大学院教授）
	伊藤 正次（東京都立大学大学院法学政治学研究科教授）
	小早川 光郎 （(公財)後藤安田記念東京都市研究所理事長） （東京大学名誉教授）
	勢一 智子（西南学院大学法学部教授）
	野村 武司（東京経済大学現代法学部教授）

計画策定等に関するワーキンググループ

座長	勢一 智子（西南学院大学法学部教授）
構成員	足立 泰美（甲南大学経済学部教授）
	磯部 哲（慶應義塾大学法科大学院教授）
	大橋 真由美（上智大学法学部教授）
	金崎 健太郎（武庫川女子経営学部大学教授）
	原田 大樹（京都大学大学院法科学研究科教授）

雇用対策部会	地域交通部会	農地・農村部会
--------	--------	---------